

商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、令和元年台風第19号による災害によって甚大な被害を受けた県内において、商店街等組織が実施する商店街等の施設等の復旧整備事業に要する経費について、商店街等組織に対し、予算の範囲内において商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「令和元年台風第19号による災害」とは、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害をいう。
- （2）「商店街等」とは、商店街その他商業の集積、または問屋街をいう。
- （3）「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 商店街等を構成する団体であつて、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合、またはこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
 - ② 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
 - ③ ①または②に類する団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（補助金交付の目的）

第3条 補助金は、令和元年台風第19号による災害によって被害を受けた福島県内の商店街等のアーケード等の撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等の事業を商店街等組織が行う場合に、その事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街等の復旧を促進し、地域の商機能、コミュニティ機能を回復させることを目的とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、令和元年台風第19号による災害によって損壊もしくは滅失または継続して使用することが困難になったもののうち、商店街等の商機能、コミュニティ機能に不可欠な施設及び設備の復旧のための事業に要する経費であつて、知事が補助の対象として認めたものとする。

2 前項の復旧のための事業であつて、令和元年台風第19号による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正

と認められる場合は、補助金の交付の対象とする。

3 前2項における補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する施設及び設備の復旧のための事業に要する経費の4分の3以内とする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 商店街等組織は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第4条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、令和元年台風第19号による災害によって甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 補助事業計画書（別紙1）
- 二 工事施工に係る実施設計書の写し
- 三 直近2期の財務諸表
- 四 定款等の写し及び登記事項証明書
- 五 県税の未納がない証明
- 六 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- 七 地方公共団体からの支援表明書（別紙3）
- 八 受領（見込み）保険金等に関する誓約書（別紙4）
- 九 その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する商店街等組織は、交付申請をすることができない。

- 一 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団または暴力団員等
- 二 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団または暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第6条第2項により消費税等仕

入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、第6条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の交付決定の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業を行う商店街等組織（以下「補助事業者」という。）は、規則第8条により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、別記第3号様式による交付申請取り下げ書をもって知事に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

- 一 補助事業に要する経費の10パーセント以内の減少の変更である場合
 - 二 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- 2 知事は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、変更の必要が認められる場合には、これを承認し、別記第5号様式による変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。
 - 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助事業の中止または廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第7号様式による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、規則第11条により、補助事業の遂行及び収支の状況等について、知事が報告を求めた場合は、速やかに別記第8号様式による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日、または年度内の3月19日のいずれか早い日までに、別記第9号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、または繰り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、規則第14条による書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式による額確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 補助金は、前条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合は、概算払いをできるものとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第11号様式による精算(概算)払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命じることができる。

(交付決定の取り消し等)

第19条 知事は、第11条の規定による補助事業の中止または廃止の申請があった場合、または、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項による補助金の交付決定の全部もしくは一部の取り消し、または変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱、または本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取り消しまたは変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じることができる。

3 知事は、前項に基づき返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができるものとする。

(財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助金により取得、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、保管状況や利用状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第18条の規定により知事が定める処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記第13号様式による取得財産等の処分承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づいて取得財産等の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があり、または収入があると見込まれる場合は、その収入に相当する額の全部もしくは一部を県に納付させるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、または特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理を行うものとし、補助事業の目的または提供された目的以外に

利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない）については、機密保持のために必要な措置を講じるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者、または履行補助者の役員または従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなすこととする。
- 3 本条の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む）も有効とする。

（その他必要な事項）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年11月29日より施行する。

別表

補助対象経費
アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街等への来街を妨害するような障害物の除去費

- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額を補助金の交付対象とする。

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付申請書

福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項及び商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙1「補助事業計画書」のとおり)

3 補助事業完了予定日

令和 年 月 日

(注1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
＝補助金交付申請額

(注2) 本様式は、日本工業規格A4版とする。

(別記第1号様式 別紙1)

補助事業計画書

- 1 補助事業者（商店街等組織）の概要
- 2 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）の対象とする施設・設備等の名称、被害の状況、施設・設備ごとの復旧事業の内容及び所要額

(1) 施設・設備等の名称

(2) 施設・設備等の被害の状況

(3) 施設・設備等の復旧事業の内容及び所要額

① 復旧事業の内容

② 所要額 円

注 復旧事業を行う施設・設備が複数ある場合は、それぞれ(1)及び(2)を記入し、併せて所要額の合計を記入すること。

経費の配分

(単位：円)

補助事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分		備考
		補助金交付申請額 (3/4 以内)	自己負担額	

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

暴力団排除に関する誓約書

当団体は、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）であるとき、または、団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別記第1号様式 別紙3)

令和 年 月 日

福島県知事 様

地方公共団体名

印

※原則として首長の公印が必要です。

地方公共団体からの支援表明書

補助事業名	
補助事業者名	

地方公共団体名		住 所	
担当部署		担当者名	
電話番号		メールアドレス	

1 当該市町村における補助事業者（商店街等）の役割・重要性【必須】	
2 今回の復旧事業に対する市町村の支援内容について【必須】	
金銭的支援	
人的支援	
その他の支援	
3 今回の復旧事業に対する意見等【任意】	

福島県知事 様

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

印

受領（見込み）保険金等に関する誓約書

令和元年台風第19号による災害のため損壊もしくは滅失または継続的に使用することが困難となったもののうち、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）の交付の対象となる施設・設備等に対して支払われる保険金等（以下「保険金等」という。）は、以下のとおりであることを誓約します。

1 保険金等の有無

保険金等の有無	
	保険金等の受領（予定）は、一切ありません。
	保険金等の受領（予定）は、以下の「2 受領（見込み）の保険金等」のとおりです。

※ 該当する方に「○」を記入してください。

2 受領（見込み）の保険金等

保険会社名	証券番号	受領（見込み） 年月日	受領（見込み） 保険金等の額	保険対象範囲 (認定時の記号及びNo.)
			円	

※行が不足する場合は、適宜、別紙を作成するか、行を追加してください。

※本書に記載の保険金等が分かる書類（明細書、契約書など）を添付してください。

※施設・設備ごとの保険金額の内訳がない場合は、「保険対象範囲」を空欄としてください。

(別記第2号様式)

令和 年 月 日
第 号

(補助事業者の名称)

様

福島県知事

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）につきましては、福島県補助金等の交付等に関する規則第5条及び商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）の記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に補助率を乗じて得た額、または交付決定額のいずれか低い方の額とします。
- 4 補助事業者は、交付要綱の定めるところに従わなければなりません。
- 5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
交付申請取り下げ書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）の交付申請は、下記の理由により取り下げることとしたので、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第8条の規定に基づき取り下げ書を提出します。

記

1 補助事業の内容

2 交付申請の取り下げの理由

(別記第4号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）に係る
補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知があった商店街災害復旧等事業費
補助金（商店街復旧事業）の交付申請については、補助事業の内容を下記のとおり変更し
たいので、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第10条第1項の
規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変 更 前	変 更 後

※補助事業計画書に準じて記入のこと。

(2) 経費の配分

商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）

(単位：円)

補助事業に要する経費		補助対象経費		負担区分				備考
				補助金申請額		自己負担額		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

(3) 補助事業完了予定期日

変更前 令和 年 月 日

変更後 令和 年 月 日

(別記第5号様式)

令和 年 月 日
第 号

(補助事業者の名称)

様

福島県知事

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日
付け第 号をもって補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請のあった商店街災害
復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）について承認しましたので、商店街災害復旧等
事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記の通り
通知します。

記

(別記第6号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費
補助金（商店街復旧事業）に係る補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、
商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第11条の規定に基づき承認
を申請します。

記

- 1 補助事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助事業を中止する期間（廃止の時期）

(別記第7号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
に係る補助事業の遅延等報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費
補助金（商店街復旧事業）に係る補助事業について、商店街災害復旧等事業費補助金（商
店街復旧事業）交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の原因及び内容
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了予定日
- 6 遅延等が補助事業に及ぼす影響

(別記第8号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
に係る補助事業の実施状況報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費
補助金（商店街復旧事業）に係る補助事業について、商店街災害復旧等事業費補助金（商
店街復旧事業）交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況（ 月 日現在）

2 補助事業の経費の支出状況（ 月 日現在）
（支出内訳表等を添付）

(別記第9号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
に係る補助事業の実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）に係る補助事業を完了（廃止）しましたので、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 補助事業の実施内容・効果等

3 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）の支出表 (単位：円)

補助事業に 要した経費	補助対象経費	負担区分		備考
		補助金申請額 (3/4 以内)	自己負担額	

※次の算式を明記すること。 補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

※支出内訳を添付すること（別紙1「補助事業の支出内訳書」）。

4 取得財産等

別紙2「取得財産等管理台帳」のとおり。

(別記第9号様式 別紙1)

補助事業の支出内訳書

補助事業を行う商店街等組織名

(単位：円)

経費区分	補助対象経費
1 ○○費	
2 ○○費	
3 ○○費	
○ ○○費	
補助対象経費の合計（1～○の合計） ①	
補助金額(補助対象経費の3/4) ①×3/4（円未満は切り捨て） ②	
交付決定通知に記載の額（変更承認を受けている場合はその額） ③	
補助金額 (②または③のいずれか低い額) ④	

※各支出を確認できる書類を添付すること。

(別記第9号様式 別紙2)

取得財産等管理台帳

財産名 (区分)	規格	数量 (面積)	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

- (注) 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格または効用の増加価格が交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(ウ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は区分して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(別記第10号様式)

令和 年 月 日
第 号

(補助事業者の名称)

様

福島県知事

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）に係る額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）については、福島県補助金等の交付等に関する規則第14条及び商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

(別記第11号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
に係る精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け第 号で額確定（交付決定）通知のあった商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）について、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

1 交付確定（交付決定）額 円

2 概算払受領済額 円

3 今回請求額 円

4 概算払を必要とする理由

5 振込先金融機関等

(1) 振込先金融機関名

(2) 金融機関コード（4桁）

(3) 支店名

(4) 支店コード（3桁）

(5) 預金の種別

(6) 口座番号

(7) 預金の名義（カタカナ）

※上記が記載された当該預金通帳のページの写しを添付すること。

(別記第12号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）
に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）に係る補助事業について、商店街災害復旧等事業費補助金（商店街復旧事業）交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（額確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（上記3－上記2） | 円 |

※別紙として積算の内訳を添付すること。

※課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

(別記第13号様式)

令和 年 月 日

福島県知事 様

(申請者)
住 所
名 称
代表者名

印

令和 年度 商店街災害復旧等事業費補助金 (商店街復旧事業)
に係る取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった商店街災害復旧等事業費補助金 (商店街復旧事業) により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、商店街災害復旧等事業費補助金 (商店街復旧事業) 交付要綱第21条第2項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得財産等の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由